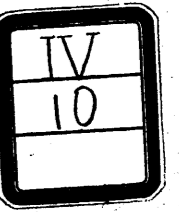


26.6.19



教職員の除去、就職禁止等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令百四十二号）に基づき、この政令を制定する。

教職員の除去、就職禁止等に関する政令（昭和二十二年政令百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

第四条の三 文部大臣が教職不適格者について、その教職不適格者としての指定が公正を欠くに至つたと認めるときは、教職不適格再審査会の審査に付し、その審査の結果に基づいて、当該指定を解除することができる。

教職不適格者について、前項の規定による指定の解除があつたときは、当該指定は、当該解除があつた日以後その効力を失う。

第五条の次に次の一項を加える。

第一項の規定に該当する者が前条第一項の規定により教職不適格者としての指定

の解除を受けた場合においては、その者は、その解除を受けた日において第一項の公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得する。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

附則第四項及び第五項を削る。

附則第六項中「文部大臣の定めるところによつて設置された従前の審査委員会」を「文部大臣の定めるところにより、従前の都道府県教職不適格審査会、大学教職不適格審査会及び教職不適格審査会並びに教職不適格再審査会」に改め、同項を附則第四項とする。

附則

- 一 この政令は、公布の日から施行する。
- 二 文部省設置法（昭和二十四年法律百四十六号）の一部を次のように改正する。

4-3
10

天野 469

第二十四条第一項中

中央教職員適格審査会

教職員の除去、就職禁止等に関する政令に基き教職不適者と判定されたる者の再審査及び教職不適者と判定されたる者の請求による恩給、手当等の復活の審査並びに同令附則第四項の規定に基き審査を行うこと。

教職員適格再審査会

教職員の除去、就職禁止等に関する政令に基き、教職不適格者としての指定の解除の審査、教職不適格者としての指定に関する再審査及び教職不適格者についてその恩給等を受ける権利又は資格を失わせない場合の審査を行うこと。

に改める。

理由

最近における状態の推移にかんがみ、教職不適格者のうちその
教職不適格者としての指定が公正を欠くに至つたと認められる者
について、教職員適格再審査会の審査を経てその指定を解除する
みちを聞く必要があるからである。

要 綱

- 一 教職不適格者としての指定が公正を欠くと認めらるる場合には、文部大臣は、教職員適格再審査会の審査の結果に基いて当該指定を解除することが出来る旨を規定する。
- 二 教職不適格者としての指定を解除された場合には、その者は、当該指定の解除の日から恩給その他の利益を受ける権利又は資格を取得する^指を規定する。
- 三 教職員適格^再審査会の設置に伴い、才四條の教職員適格審査委員会の審査は、当分の間、なお従前の審査会並かに教職員適格再審査会において行われ^る旨を規定する。
- 四 なお教職員適格再審査会の設置に伴い、才四條設置法の一部を改正する。

26.6.19

總理府令、法務府令、
外務省令、大藏省令、
文部省令、厚生省令、
農林省令、運輸省令、
郵政省令、電気通信省令、
第 号

天野

教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に関する規則（昭和二十五年

總理府令、法務府令、

外務省令、大藏省令、

文部省令、厚生省令、

農林省令、運輸省令、

郵政省令、電気通信省令、

第一号の一部を改正する命令を次のように定める。

昭和二十六年 月 日

内閣總理大臣 吉田 茂

法務 総 裁 大橋 武夫
外務 大 臣 吉田 茂
大藏 大 臣 池田 勇人
文部 大 臣 天野 貞祐
厚生 大 臣 黒川 武雄
農林 大 臣 廣川 弘禪
運輸 大 臣 山崎 猛
郵政 大 臣 田村 文吉
電気通信 大 臣 田村 文吉

教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に関する規則の一部を改正す
る命令

總理府令、法務府令、

外務省令、大蔵省令、

文部省令、厚生省令、

第一号)の一部を次のように改正する。

農林省令、運輸省令、

郵政省令、電気通信省令、

第五條の次に次の一條を加える。

(指定の解除)

第五條の二 令第四條の三第一項の規定による教職不適格者としての指定の解除は、本人に対する通知によって行う。但し、本人の住所を知ることができないときは、官報による公告をもつて通知に替へることができらる。

2 文部大臣は、令第四條の三第一項の規定により教職不適格者としての指定を解除した場合においては、前項の通知又は公告をすることも、その解除を受けた者が令第五條第三項の規定により公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得した旨をこゝらの給與を支給する者に対し通知しなればならぬ。

第七條中「確認した者」の下に「及び令第四條の三第一項の規定により教職不適格者としての指定を解除した者」を加える。

第九條中「第四條から第七條まで」を「第四條、第五條、第六條及び第七條」に改める。

別表第一中第九項及び第十項を次のように改める。

九 削除

十 削除

別記様式第二中「昭和二十二年政令第六十二号第六條の規定によつて提出した書面を審査したところ、」を削る。

附則

この命令は、公布の日から施行する。

